

緊急事態宣言発令に対する当社の対応期間の延長について

2020年5月8日

株式会社エスイー

株式会社エスイーは、今般の事情を鑑み、当社における緊急事態宣言に対する取り組み期間を5月31日（日）まで延長することいたしましたのでお知らせいたします。

お取引先様のみなさまにおかれましては、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のうえご容赦賜りますよう、お願い申し上げます。

○緊急事態宣言発令における当社の実施内容

対象期間：2020年5月31日（日）まで延長

対象事業所：エスイー本社（東京都）、営業本部日東星野ビル事業所（東京都）、
大阪支店（大阪府）、九州支店（福岡県）、東北支店（宮城県）、
名古屋支店（愛知県）、中国営業所（広島県）、四国営業所（香川県）、
北陸営業所（新潟県）、北海道営業所（北海道）、厚木研究所（神奈川県）

実施内容

- ・業務内容に応じて、原則テレワーク（在宅勤務）を実施します。
- ・交替制で事業所に出社し通常業務を実施しておりますが、個別の案件またはお急ぎのご用件につきましては当社各担当者の携帯電話もしくはメールアドレスへ直接ご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- ・営業時間は、平日の午前9時00分から午後5時45分までです。

○山口工場の稼働について

当社山口工場につきましては、山口県知事の要請に基づき新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、お取引先様のみなさまにご不便・ご迷惑をお掛けしないよう製造活動を調整いたします。

当社は、政府および各地方自治体の行動指針に従い、役職員およびお取引先様などの健康と安全の確保、社内外の感染症拡大防止に努めてまいります。

テレワーク（在宅勤務）に伴い、電話応答、メールまたはフォームからの問合せ対応に時間を要する場合がありますので、予めご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

以上